

小学校学習指導要領における低学年体育の「遊び」という言葉の 使われ方に関する研究

～「遊び」及び「運動遊び」の本来の意味から考える～

柴田 普天（東京学芸大学）

1. 目的

本研究は、「遊び」の本来の意味を踏まえて、「小学校学習指導要領解説体育編」に書かれた「遊び」「運動遊び」がどのような意味で使われているか、学習指導要領に応じて書かれた一般記事では「遊び」と「運動遊び」の差異が正しく理解されているか検討することを主な目的とした。

2. 研究方法

- 1) 昭和 52 年から平成 29 年までの「小学校学習指導要領」「小学校学習指導要領解説体育編」を対象とした。
- 2) 平成 29 年改訂の小学校学習指導要領解説体育編の全文から「遊び」「遊ぶ」という言葉すべてを抽出・分類し、使われ方を吟味した。
- 3) 諸文献において「遊び」「運動遊び」が正しく区別して捉えられているか検討した。

3. 結果と考察

- 1) 「遊び」は、誰に指示・強制されることもなく、好きなことを、好きな相手と、好きな様に、好きなだけすることであり、それ自体を目的として楽しんでいることと解釈できる。
- 2) 学習指導要領では「遊び」と「運動遊び」を基本的に違うものとして記してあるが、527 箇所中 31 箇所については、区別が曖昧であると考えられた。例えば、「集団で取り組める遊びを工夫したり」「馬跳びやタイヤ跳びをしたりするなどして遊ぶこと」のように、「遊ぶ」内容を授業者が指示すると受け取れる記述がある。これにより「運動遊び」の誤

認識をしないように留意する必要がある。

- 3) 諸文献の記述の検討から、「遊び」と「運動遊び」を混同して捉えるものが見受けられた。教師の意図の範囲内で行われるねらいのある学習活動を「遊び」と表現した記述が多かった。子どもたちに不足している「遊び」経験は、本来の意味での「遊び」であり、体育授業での課題である「運動遊び」によって補完しきれるものではない。体育の「運動遊び」を通して「遊びの要素」に触れることで、休み時間や放課後など、学習外の「遊び」の往還を想定することが大切だと考えられた。
- 4) 自由に行う「遊び」の中に表れる「運動的な遊び」と、体育授業でねらいのある活動として行う「運動遊び」とを明確に理解すれば、「遊び」に関する誤解は防げられる。

4. 結論

「小学校学習指導要領解説体育編」における「運動遊び」とは、「遊び」の要素を取り入れた活動であり、遊びではないことが示されていたが、学習指導要領においても「遊び」と「運動遊び」の区別が曖昧に示されている記述が存在した。

諸文献の検討から、教育現場に立つ多くの教師が「遊び」と「運動遊び」を混同して捉えている可能性があることがわかった。

5. 主な参考文献

小笠原浩方 (2006) : プレイワーク入門, 新曜社
白旗和也 (2018) : 新学習指導要領は低学年の体育に何を求めているのか, 大修館書店